

## 南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	避難生活や被災生活を送る
施策	ボランティアの受入、活用
時間軸	応急～復旧
内容	<p>大規模な災害が発生した場合には、各種の援護を必要とする被災者が増大し、県や市町村、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないため、ボランティアなどの自発的な支援を積極的に受け入れる。</p> <p>災害時におけるボランティア活動には、救助・救急、医療、介護、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定などの専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアとがある。</p>
実施主体、県の役割等	市町村、県、関係団体は、相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」（平成11年8月社会福祉法人高知県社会福祉協議会作成）に基づき、ボランティアが円滑に活動することができる環境を整備する。
法体系	直接的な法規定はないが、災害対策基本法第8条でボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として位置付けられている。
取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県社協（ボランティアセンター、補助事業）による研修や広報活動、ピットネット（高知ボランティア・NPO情報システム）による情報提供・発信の取り組みが行われている。</li> <li>・ 日赤などによる講習等の取り組みが行われている。</li> <li>・ 国では、大規模災害時の公共土木施設の被害情報の迅速な収集と施設管理者への連絡等をボランティアとして行う「防災エキスパート」、土砂災害に関して行政への連絡等を行う「砂防ボランティア」、土砂災害に関する危険箇所の点検、調査等を行う「斜面判定士」、地震発生後、建築技術者による被災建築物の応急危険度判定を行う「被災建築物応急危険度判定」、山地災害に関する情報収集活動等を行う「山地防災ヘルパー」などの専門ボランティア制度が設けられている。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く県民に対して、ボランティアに対する意識を高めていく取り組みを継続的に進めていく必要がある。</li> <li>・ 行政が、個々にボランティア活動を把握することは困難であるため、災害時において行政とボランティア間を取り持ち、ボランティアの指導や総合調整にあたるボランティアコーディネーターの養成が重要である。</li> <li>・ 震災後は、時間の経過とともに、ボランティアを必要とする活動領域が変化していくため、被災者のニーズの把握とボランティア活動者に対する的確な情報提供が必要である。</li> </ul>
その他	災害時におけるボランティア活動や自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」（1月17日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日）が創設されている。